



栃木県公報

平成29年
9月1日(金)
号外
第36号

目次

公 告

○都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 1

公 告

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、足利佐野都市計画道路3・4・1号前橋水戸線及び3・5・111号山川福猿橋線の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県安足土木事務所及び足利市都市建設部都市計画課において平成29年9月1日から同月15日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成29年9月1日

栃木県知事 福田 富一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成29年9月28日（木）午後7時から

(2) 場所

足利市毛野公民館 ホール

2 都市計画の構想

種別	名称		位置			区域	構造			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・1	前橋水戸線	佐野市関川町字地獄沢	足利市小俣町	足利市永楽町	約25,690m	地表式	2車線	18.0m	J R 両毛線と立体交差 東武鉄道佐野線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路3・4・2号黒袴迫間線と立体交差 幹線街路と平面交差30箇所
	3・5・111	山川福猿橋線	足利市山川町	足利市猿田町	足利市常見町一丁目	約1,050m	地表式	2車線	12.0m	J R 両毛線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県安足土木事務所（電話0284-41-4119）に問い合わせること。

（都市計画課）